

国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけて行って、そこを防衛する場合がありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められておらないという解釈を私は持っております。…

○岸内閣大臣 …日本の憲法9条というものの規定から考えまして、国連憲章第51条の集団的自衛権が国際法上ありと認められておられますけれども、海外へ出て締約国もしくは友好国の領土を守るということは、日本ではできない。こういう意味において、われわれは、いわゆる集団的自衛権の最も典型的なものを観念上は持っているけれども、事実上これは行使できない。その行使できない権利は、持たないという説明をするわけでありませぬ。…

○林(修)政府委員 …憲章第51条にいう集団的自衛権の行使、これは中心としての概念は、他国一自国と歴史的、あるいは民族的、あるいは地理的、あるいは条約上、そういういろいろな関係がございませぬけれども、そういう関係にある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自国が受けたと同様に見て、その他国を防衛する、武力をもって防衛するということが、国連憲章上違法な戦闘、戦争とは認められないというのが、国連憲章51条の意味だと思ひます。集団的自衛権、ここで言っておる集団的固有の自衛権というのは、そういう意味においては、武力行動を中心とする概念であることは間違ひございませぬ。しかし、そういう意味の武力行動は、日本の憲法上は認められないということをおぼろげから申し上げておるわけがございませぬ。しかし、先ほど来申し上げておる通りに、学者によっては、あるいは一般の観念によっては、集団的自衛という観念を、もう少し広く広げて解釈している人もあるわけでありませぬ。そういう意味にいろいろのものが含まれてくる。たとえば、基地提供とか、あるいは他国が侵略された場合に、それを経済的に援助するとか、こういうことも含まれてくるという説もあるわけがございませぬ。そういうものも集団的自衛権と呼べば、日本の憲法上それをどこも排除しているものはない。こういうことを先ほどから申し上げておるわけがございませぬ。

(国会提出資料)

<集団的自衛権と憲法との関係>

(参・決算委提出 昭47・10・14)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第3条第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を

有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄しないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどういふ解されな^い。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外圍の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(国会答弁例)

(衆・内閣委 昭55・10・28)
味村内閣法制局第一部長 答弁

○味村政府委員 …一般論を申し上げますれば、日本はいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないということになっておるわけがございませぬ。集団的自衛権と申しますのは、結局、自国と緊密な関係を持っておる他国、これが武力攻撃を受けました場合に、その他国を助けるため、防衛するために武力を行行使するということがございませぬ。そういうように武力の行使ということが集団的自衛権の要件といひますか中心概念になっているわけがございませぬが、費用の負担ということは、一般的に申し上げますれば武力の行使には該当しないであろうというように考えておる。しかし問題は、具体的にになりました場合にいろいろな状況とか使途、目的、いろいろございませぬから、そういうことを具体的に詰める必要はあろうかと存じます。

(質問主意書・答弁書)

(昭56・5・29 対稲葉誠一・衆)

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止